建築大工技能検定試験の 試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

目

1. 1級建築大工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ		
	制定	昭和34年度	改正	平成 18 年度
			改正	令和2年2月 (日本産業規格への変更に伴う改正)
2.	2級建築	大工技能検定試験の	試験科目	及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
		司		上
3.	3級建築	大工技能検定試験の	試験科目	及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・11ページ
	制定	平成9年度	改正	平成 18 年度
			改正	令和2年2月 (日本産業規格への変更に伴う改正)
4.	基礎級建築	築大工技能検定試験	の試験科	目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・14ページ
	制定	平成9年度	改正	平成 18 年度

- 1 1級建築大工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建築大工の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
試験科目及びその範囲 学 科 試 験 1 建築構造 木造建築物の種類及び特徴 木造建築物の構造及び造作  木造建築物の構造及び造作	木造建築物の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。 1 次に掲げる木造建築物の構造部分について詳細な知識を有すること。 (1) 基礎 (2) 軸組 (3) 床組 (4) 小屋組 (5) 屋根 (6) 枠組壁 (7) 壁組 2 次に掲げる木造建築物の造作部分について詳細な知識を有すること。 (1) 床 (2) 壁回り (3) 天井 (4) 開口部回り (5) 階段 (6) 床の間回り (7) その他の造作部分 3 木造建築物の構造に関し、地震、風、雪等による災害を防止する方法について一般的な知識を有すること。 4 木造建築物の構造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 建築物の種類、柱の間隔等に応じた柱材の寸法 (2) 積載荷重、はり間等に応じたはり材の寸法 (3) 屋根葺材料 (積雪荷重を含む)、はり間等に応じた小屋組材の寸法 (4) 耐力壁 (筋交いと面材)の種類と仕様 次に掲げる建築物の種類及び特徴について概略の知識を有すること。
	<ul><li>(1) 鉄骨造</li><li>(2) 鉄筋コンクリート造</li><li>(3) 鉄骨鉄筋コンクリート造</li><li>(4) 補強コンクリートブロック造</li><li>(5) プレハブ造</li></ul>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
構造力学の基礎理論	1 次に掲げる構造力学に関する用語の意味について概略の知識を有すること。 (1) 力、力の三要素、力のつり合い、力のモーメント (2) 静定、不静定、ラーメン、トラス、片持ちばり、単純ばり 2 構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) カの人はアズムをアの大法
	<ul><li>(1) 力の合成及び分解の方法</li><li>(2) 構成部材に作用する外力の区別</li><li>(3) 単純ばりにおけるスパンとたわみとの関係</li></ul>
神社、仏閣等の特殊な木造建築物の様式及び特徴	(4) 圧縮材に生ずる座屈 神社、仏閣等の特殊な木造建築物の様式及び特徴について概略の 知識を有すること。
<ul><li>2 規矩術</li><li>規矩術の基本 さしがねの使用方法</li><li>隅の軒回り、四方転び及び 木割り</li></ul>	規矩術の基本について詳細な知識を有すること。 さしがねの使用方法について詳細な知識を有すること。  1 隅の軒回りに関する規矩術について詳細な知識を有すること。  2 四方転びに関する規矩術について詳細な知識を有すること。  3 木割りについて一般的な知識を有すること。
3 施工法 木工事施工用の機械及び器 工具の種類及び使用方法	1 大工道具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。
	2 次に掲げる木材加工用の携帯用電動工具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 電気かんな (2) 電気のこぎり (3) 電気溝切り機 (4) 電動角のみ機 (5) 電気ドリル (6) エアー釘打ち機 (7) その他
	<ul><li>3 次に掲げる木材加工用機械の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。</li><li>(1) 木工のこ盤</li><li>(2) かんな盤</li><li>(3) 木工せん孔盤</li><li>(4) ほぞ取り盤</li></ul>
木造建築工事の施工計画	木造建築物の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。(1)積算(2)施工順序の決定(3)工程表の作成(4)材料の手配、運搬及び保管(5)関連他工事との連けい(6)作業員の配置

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
仮設工事の施工方法	木造建築物の施工に伴う仮設工事の施工に関し、次に掲げる事項 について一般的な知識を有すること。 (1) 仮囲いの施工方法 (2) 下小屋、材料置場等の配置 (3) 足場の設置計画及び設置方法 (4) 危険防止に関する処置の方法
水盛り、やりかた及び墨出	木造建築物の施工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を
しの方法	有すること。     (1) 水盛りタンク及びレベルによる水盛りの方法     (2) やりかたの設置方法     (3) 墨出しの方法
基礎工事の施工方法	木造建築物の地業及び基礎の施工方法について一般的な知識を有すること。
木工事の施工方法	<ol> <li>木取りについて詳細な知識を有すること。</li> <li>木造建築物の建て方に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。         <ol> <li>組立て順序</li> <li>仮止め</li> <li>肺付及び締め付け(補強金物を含む。)</li> <li>建入れのゆがみ直し</li> <li>仮筋違い入れ</li> </ol> </li> </ol>
木工事の関連工事の種類及び施工方法	3 木工事に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 軸組、床組、小屋組等の構成材の仕口及び継手の工作方法 (2) 床、天井、壁回り、間仕切り、開口部、階段、床の間回り、戸袋等の工作方法 (3) 筋違い、火打、方杖等の補強材の仕口の工作方法 次に掲げる木工事の関連工事に関し、施工方法及び木工事との関連について一般的な知識を有すること。 (1) 屋根工事 (2) 金属建具工事 (3) 断熱遮音工事 (4) 内外装工事 (5) 左官工事 (6) 木製建具工事 (7) 金物工事 (8) 塗装工事 (9) 電気設備工事 (10) 給排水衛生設備工事 (11) ガス設備工事 (12) 冷暖房設備工事
木造建築物の養生及び補修	木造建築物の養生及び補修の方法について詳細な知識を有するこ
の方法	と。

#### 試験科目及びその範囲

#### 試験科目及びその範囲の細目

#### 4 材料

建築用材料の種類、規格、 性質及び用途

- 1 木材に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
  - (1) 針葉樹、広葉樹等の材質の区別
  - (2) 心材、辺材及び樹皮の性質及び用途
  - (3) 木理及び紋理による樹種及び材質の区別
  - (4) 節、割れ等の欠陥の判別
  - (5) 比重、かたさ、含水率、伸縮率等の物理的性質
  - (6) 引張り強さ、圧縮強さ、曲げ強さ、せん断強さ等の力学的性 質
  - (7) 耐久性
- (8) 乾燥方法 (9) 保存方法

- (10) 虫害の防止方法
- (11)規格
- 2 次に掲げる木材加工品の種類、規格、性質及び用途について一 般的な知識を有すること。
- (1) 集成材 (2) 普通合板 (3) 特殊合板 (4) 構造用合板
- 3 次に掲げる建築用材料の種類及び用途について一般的な知識を 有すること。
  - (1) 木質繊維材料
- (2) 断熱 · 遮音材料
- (3) セメント・骨材
- (4) 建築用金物
- (5) 合成樹脂製品
- (6) 接着剤及び塗料
- (7) 構造用鋼材
- (8) 金属製品
- (9) 屋根葺材料
- (10)内外装材料
- (11) その他

#### 5 製図

木造建築物の施工図の作成 方法

- | 1 木造建築物の各種設計図面の読図について詳細な知識を有する こと。
- 2 日本産業規格の建築製図通則(木造建築物に関する部分に限 る。) について詳細な知識を有すること。

## 6 関係法規

建築基準法(昭和25年法 造建築物に関する部分に限 る。)

木造建築物に関し、次に掲げる建築基準法に関する規定について 律第201号)関係法令(木一般的な知識を有すること。

- (1) 建築物の敷地、構造及び設備に関する規定
- (2) 防火地域及び準防火地域に関する規定
- (3) 道路及び壁面線に関する規定
- (4) 敷地面積に対する建築面積及び建築物の高さに関する規定
- (5) 工事現場の危害防止に関する規定

## 試験科目及びその範囲

#### 試験科目及びその範囲の細目

### 7 安全衛生

安全衛生に関する詳細な知 識

- 1 大工工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
  - (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取 扱方法
  - (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法
  - (3) 作業手順
  - (4) 作業開始時の点検
  - (5) 大工工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防
  - (6) 整理、整頓及び清潔の保持
  - (7) 事故時等における応急処置及び退避
  - (8) その他大工工事に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係法令(大工工事に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。

### 実 技 試 験

大工工事作業

水盛り、やりかた及び墨出し

木工事の施工

水盛り、やりかた及び墨出しができること。

木工事の施工に関し、次に掲げることができること。

- (1) 木取り
- (2) 複雑な墨付け
- (3) 複雑な仕口及び継手の工作
- (4) 軸組
- (5) 複雑な和小屋組及び洋小屋組の製作
- (6) 床組
- (7) 内部、外部及び開口部回りの造作
- (8) 建築用木材の種類の判定

矩計の製作ができること。

設計図、仕様書等により積算及び見積りができること。

が発達が 短計の製作 積算及び見積り

- 2 2級建築大工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建築大工の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目表2の右欄のとおりである。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験 1 建築構造 木造建築物の種類及び特徴 木造建築物の構造及び造作  木造建築物以外の建築物の 種類及び特徴	木造建築物の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。  1 次に掲げる木造建築物の構造部分について詳細な知識を有すること。 (1) 基礎 (2) 軸組 (3) 床組 (4) 小屋組 (5) 屋根 (6) 枠組壁 (7) 壁組  2 次に掲げる木造建築物の造作部分について詳細な知識を有すること。 (1) 床 (2) 壁回り (3) 天井 (4) 開口部回り (5) 階段 (6) 床の間回り (7) その他の造作部分  3 木造建築物の構造に関し、地震、風、雪等による災害を防止する方法について一般的な知識を有すること。 (1) 建築物の構造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 建築物の種類、柱の間隔等に応じた柱材の寸法 (2) 積載荷重、はり間等に応じたはり材の寸法 (3) 屋根葺材料 (積雪荷重を含む)、はり間等に応じた小屋組材の寸法 次に掲げる建築物の種類及び特徴について概略の知識を有すること。 (1) 鉄骨造 (2) 鉄筋コンクリート造 (3) 補強コンクリート造 (4) プレハブ造

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
構造力学の基礎理論	1 次に掲げる構造力学に関する用語の意味について概略の知識を有すること。 (1) 力、力の三要素、力のつり合い、力のモーメント (2) 静定、トラス、片持ちばり、単純ばり 2 構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 力の合成及び分解の方法 (2) 構成部材に作用する外力の区別 (3) 単純ばりにおけるスパンとたわみとの関係 (4) 圧縮材に生ずる座屈
2 規矩術 規矩術の基本 さしがねの使用方法 隅の軒回り、四方転び及び 木割り	規矩術の基本について詳細な知識を有すること。 さしがねの使用方法について一般的な知識を有すること。  1 隅の軒回りに関する規矩術について一般的な知識を有すること。  2 四方転びに関する規矩術について一般的な知識を有すること。  3 木割りについて一般的な知識を有すること。
3 施工法 木工事施工用の機械及び器 工具の種類及び使用方法	1 大工道具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。 2 次に掲げる木材加工用の携帯用電動工具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 電気かんな (2) 電気のこぎり (3) 電気溝切り機 (4) 電動角のみ機 (5) 電気ドリル (6) エアー釘打ち機 (7) その他 3 次に掲げる木材加工用機械の種類及び使用方法について一般的
木造建築工事の施工計画	な知識を有すること。 (1) 木工のこ盤 (2) かんな盤 (3) 木工せん孔盤 (4) ほぞ取り盤 木造建築物の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 積算 (2) 施工順序の決定 (3) 工程表の作成 (4) 材料の手配、運搬及び保管 (5) 関連他工事との連けい (6) 作業員の配置

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
仮設工事の施工方法	木造建築物の施工に伴う仮設工事の施工に関し、次に掲げる事項 について一般的な知識を有すること。 (1) 仮囲いの施工方法 (2) 下小屋、材料置場等の配置 (3) 足場の設置計画及び設置方法 (4) 危険防止に関する処置の方法
水盛り、やりかた及び墨出 しの方法	木造建築物の施工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を 有すること。 (1) 水盛りタンク及びレベルによる水盛りの方法 (2) やりかたの設置方法 (3) 墨出しの方法
基礎工事の施工方法	木造建築物の地業及び基礎の施工方法について一般的な知識を有すること。
木工事の施工方法	1 木取りについて詳細な知識を有すること。 2 木造建築物の建て方に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1)組立て順序 (2)仮止め (3)胴付及び締め付け(補強金物を含む。) (4)建入れのゆがみ直し (5)仮筋違い入れ 3 木工事に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1)軸組、床組、小屋組等の構成材の仕口及び継手の工作方法 (2)床、天井、壁回り、間仕切り、開口部、階段、床の間回り、戸袋等の工作方法 (3)筋違い、火打、方杖等の補強材の仕口の工作方法
木工事の関連工事の種類及び施工方法	次に掲げる木工事の関連工事に関し、施工方法及び木工事との関連について概略の知識を有すること。         (1) 屋根工事       (2) 金属建具工事         (3) 断熱遮音工事       (4) 内外装工事         (5) 左官工事       (6) 木製建具工事         (7) 金物工事       (8) 塗装工事         (9) 電気設備工事       (10) 給排水衛生設備工事         (11) ガス設備工事       (12) 冷暖房設備工事
木造建築物の養生及び補修 の方法	木造建築物の養生及び補修の方法について一般的な知識を有すること。

#### 試験科目及びその範囲

#### 試験科目及びその範囲の細目

#### 4 材料

建築用材料の種類、規格、 性質及び用途

- 1 木材に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有するこ
  - (1) 針葉樹、広葉樹等の材質の区別
  - (2) 心材、辺材及び樹皮の性質及び用途
  - (3) 木理及び紋理による樹種及び材質の区別
  - (4) 節、割れ等の欠陥の判別
  - (5) 比重、かたさ、含水率、伸縮率等の物理的性質
  - (6) 引張り強さ、圧縮強さ、曲げ強さ、せん断強さ等の力学的性 晳
  - (7) 耐久性
- (8) 乾燥方法 (9) 保存方法
- (10) 虫害の防止方法 (11) 規格
- 2 次に掲げる木材加工品の種類、規格、性質及び用途について一 般的な知識を有すること。
- (1) 集成材 (2) 普通合板 (3) 特殊合板 (4) 構造用合板
- 3 次に掲げる建築用材料の種類及び用途について概略の知識を有 すること。
  - (1) 木質繊維材料
- (2) 断熱・遮音材料
- (3) セメント・骨材
- (4) 建築用金物
- (5) 合成樹脂製品
- (6) 接着剤及び塗料
- (7) 構造用鋼材
- (8) 金属製品
- (9) 屋根葺材料
- (10)内外装材料

(11) その他

## 5 製図

木造建築物の施工図の作成 方法

- 1 木造建築物の各種設計図面の読図について一般的な知識を有す ること。
- 2 日本産業規格の建築製図通則(木造建築物に関する部分に限 る。) について一般的な知識を有すること。

#### 6 関係法規

建築基準法関係法令(木造 建築物に関する部分に限 る。)

木造建築物に関し、次に掲げる建築基準法に関する規定について 概略の知識を有すること。

- (1) 建築物の敷地、構造及び設備に関する規定
- (2) 防火地域及び準防火地域に関する規定
- (3) 道路及び壁面線に関する規定
- (4) 敷地面積に対する建築面積及び建築物の高さに関する規定
- (5) 工事現場の危害防止に関する規定

	試験科目及びその範囲
7	安全衛生

#### 試験科目及びその範囲の細目

安全衛生に関する詳細な知識

- 1 大工工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
  - (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取 扱方法
  - (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法
  - (3) 作業手順
  - (4) 作業開始時の点検
  - (5) 大工工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防
  - (6) 整理、整頓及び清潔の保持
  - (7) 事故時等における応急処置及び退避
  - (8) その他大工工事に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 労働安全衛生法関係法令(大工工事に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。

# 実 技 試 験

## 大工工事作業

水盛り、やりかた及び墨出 し

木工事の施工

水盛り、やりかた及び墨出しができること。

木工事の施工に関し、次に掲げることができること。

- (1) 木取り
- (2) 墨付け
- (3) 仕口及び継手の工作
- (4) 軸組
- (5) 和小屋組及び洋小屋組の製作
- (6) 床組
- (7) 内部、外部及び開口部回りの造作
- (8) 建築用木材の種類の判定

矩計の製作

矩計の製作ができること。

- 3 3級建築大工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建築大工の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目表3の右欄のとおりである。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験 1 建築構造 木造建築物の種類及び特徴 木造建築物の構造及び造作	木造建築物の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。 1 次に掲げる木造建築物の構造部分について一般的な知識を有すること。 (1) 基礎 (2) 軸組 (3) 床組 (4) 小屋組 (5) 屋根 (6) 枠組壁 (7) 壁組 2 次に掲げる木造建築物の造作部分について一般的な知識を有すること。 (1) 床 (2) 壁回り (3) 天井 (4) 開口部回り (5) 階段 (6) その他の造作部分 3 木造建築物の構造に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 建築物の種類、柱の間隔等に応じた柱材の寸法 (2) 屋根葺材料 (積雪荷重を含む)、はり間等に応じた小屋組材の寸法
<ul><li>2 規矩術</li><li>規矩術の基本</li><li>さしがねの使用方法</li><li>3 施工法</li></ul>	規矩術の基本について一般的な知識を有すること。 さしがねの使用方法について概略の知識を有すること。
木工事施工用の機械及び器工具の種類及び使用方法	<ol> <li>大工道具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。</li> <li>次に掲げる木材加工用の携帯用電動工具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。         <ol> <li>電気かんな</li> <li>電気がんな</li> <li>電気がり機</li> <li>電気ドリル</li> <li>エアー釘打ち機</li> <li>その他</li> </ol> </li> </ol>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
水盛り、やりかた及び墨出 しの方法	3 次に掲げる木材加工用機械の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 木工のこ盤 (2) かんな盤 (3) ほぞ取り盤 木造建築物の施工に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 水盛りタンク及びレベルによる水盛りの方法 (2) やりかたの設置方法 (3) 墨出しの方法
基礎工事の施工方法	木造建築物の地業及び基礎の施工方法について概略の知識を有すること。
木工事の施工方法 木造建築物の養生及び補修 の方法 4 材料	1 木取りについて一般的な知識を有すること。 2 木造建築物の建て方に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1)組立て順序 (2)仮止め (3)胴付及び締め付け(補強金物を含む。) (4)建入れのゆがみ直し (5)仮筋違い入れ 3 木工事に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1)軸組、床組、小屋組等の構成材の仕口及び継手の工作方法 (2)床、天井、壁回り、間仕切り、開口部、階段、床の間回り、戸袋等の工作方法 (3)筋違い、火打、方袄等の補強材の仕口の工作方法 木造建築物の養生及び補修の方法について概略の知識を有すること。
建築用材料の種類、規格、性質及び用途	1 木材に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 針葉樹、広葉樹等の材質の区別 (2) 心材、辺材及び樹皮の性質及び用途 (3) 木理及び紋理による樹種及び材質の区別 (4) 節、割れ等の欠陥の判別 (5) 比重、かたさ、含水率、伸縮率等の物理的性質 (6) 引張り強さ、圧縮強さ、曲げ強さ、せん断強さ等の力学的性質 (7) 耐久性 (8) 乾燥方法 (9) 保存方法 (10) 虫害の防止方法 (11) 規格

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
5 製図 木造建築物の施工図の作成 方法	2 次に掲げる木材加工品の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。 (1) 集成材 (2) 普通合板 (3) 特殊合板 (4) 構造用合板 3 次に掲げる建築用材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。 (1) 断熱・遮音材料 (2) 建築用金物 (3) 接着剤 1 木造建築物の各種設計図面の読図について概略の知識を有すること。
	2 日本産業規格の建築製図通則(木造建築物に関する部分に限る。)について概略の知識を有すること。
6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	1 大工工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1)機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2)安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3)作業手順 (4)作業開始時の点検 (5)大工工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6)整理、整頓及び清潔の保持 (7)事故時等における応急処置及び退避 (8)その他大工工事に関する安全又は衛生のために必要な事項 2 労働安全衛生法関係法令(大工工事に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。
実 技 試 験	
大工工事作業 水盛り、やりかた及び墨出 し	水盛り、やりかた及び墨出しができること。
木工事の施工	木工事の施工に関し、次に掲げることができること。 (1) 木取り (2) 墨付け (3) 仕口及び継手の工作 (4) 軸組 (5) 和小屋組及び洋小屋組の製作 (6) 床組

- 4 基礎級建築大工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 建築大工職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度 を基準とする。
  - (2) 試験科目及びその範囲 表4の左欄のとおりである。
  - (3) 試験科目及びその範囲の細目表4の右欄のとおりである。

	試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学	科 試 験	
1	建築構造の特徴	
	木造建築物の種類及び特徴	木造建築物の種類及び特徴について初歩的な知識を有すること。
	木造建築物の構造及び造作	木造建築物の構造部分及び造作部分について初歩的な知識を有す
		ること。
2	主な建築大工施工の方法	
	木工事施工用の機械及び器	1 大工道具の種類について初歩的な知識を有すること。
	工具の種類	2 木材加工用の携帯用電動工具の種類について初歩的な知識を有
		すること。
		3 木材加工用機械の種類について初歩的な知識を有すること。
	さしがねの使用方法	さしがねの使用方法について初歩的な知識を有すること。
	墨出しの方法	墨出しの方法について初歩的な知識を有すること。
	木工事の施工方法	1 木取りについて初歩的な知識を有すること。
		2 木造建築物の建て方について初歩的な知識を有すること。
3	建築大工工事用材料の種類	1 木材の種類について初歩的な知識を有すること。
		2 次に掲げる木材加工品の種類について初歩的な知識を有するこ
		と。
		(1) 集成材 (2) 普通合板
4	安全衛生に関する基礎的な知	大工工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的
章	戠	な知識を有すること。
		(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取
		扱方法
		(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法
		(3) 作業手順
		(4) 作業開始時の点検
		(5) 大工工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防
		(6) 整理、整頓及び清潔の保持

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実 技 試 験 木材の加工 大工工事作業 墨出し 木工事の施工	(7) 事故時等における応急処置及び退避 (8) 安全衛生標識(立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等) (9) 合図 (10) 服装 墨出しができること。 木工事の施工に関し、次に掲げる初歩的な作業ができること。 (1) 木取り (2) 墨付け (3) 仕口の工作